

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

451
14/7/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

第3回NPT
再検討会議
準備委員会

核兵器禁止への法的枠組みを —求められる協議の場

2014年4月28日から5月9日まで、ニューヨークの国連本部で2015年核不拡散条約(NPT)再検討会議の第3回準備委員会が開催された。同会議は、来年の再検討会議に向けた勧告を行う任務を負っていた。しかし、勧告案をコンセンサスで採択できず、議長による「作業文書」の形で勧告が出された。本号では、今回の準備委員会を、2010年NPT合意の履行状況に関する点検と核兵器を禁止する法的枠組みを求める議論の展開という2つの観点から検討し、注目すべき4点につき紹介する。

P5の核軍縮履行状況報告義務

5核兵器国(P5)は、今回の準備委員会で2010年合意の「行動5」により、核軍縮に関する7項目の履行状況を報告する義務を負っていた。しかし、報告を行った5か国の中で、核戦力の現状に関する情報公開で前進があったのは米国だけであり、英仏は既存のもの変わらず、中ロは数字を示さなかった。米国は、4月29日に報告書を提出し、「1994会計年～2009会計年」と「2009年9月30日以後」の解体核兵器の数などを述べた。また同日には、国務省サイトに「米国の備蓄核兵器の透明性」と題したファクトシート¹を公開し、会計年毎の数字を示した。2010年に続き米国が定量的な報告を行ったことは評価されてよい。しかし、第3者が検証可能な透明性を持たせるためには、核兵器の種類ごとの内訳を公表することが不可欠であり、その意味では不十分性は否めない。なお、P5は10年合意の「行動21」により、報告の標準様式にできるだけ早期に合意することも求められていた。しかし、標準様式に合意はしたが、その項目は定量化されておらず、内容も極めて大雑把なものであった。

今回のP5の報告に対して、非核兵器国は批判的な意見を示した。オーストリアは演説²で、「報告からは、核兵器国が依然として核兵器に依存

していることが見え、重大な懸念を抱いている。核兵器国の核政策における変化が、報告にはほとんど又は全く示されていない」と述べた。スイスはDe-alerting(警戒態勢緩和)グループ³を代表し、「報告をみる限り、2010年以後、警戒態勢の緩和に有意義な進展がなかったようにしか見えない」と主張した。

議長勧告(3ページ・資料1)では、このような失望を反映し、「さらなる詳細かつ具体的な報告」を求めるなど3節を割いた。しかし、P5が「行動5」の7項目を共通標準項目に含めなかった問題に対し改善を勧告しなかったことは残念である。今後、P5が客観的に追跡できる情報の報告

今号の内容

失望の結果に終わる

第3回NPT準備委員会

<資料1>議長による作業文書(抜粋訳)

<資料2>CELAC演説(抜粋訳)

<資料3>新アジェンダ連合作業文書(抜粋訳)

<資料4>アイルランド演説(抜粋訳)

<連載>

スコットランド独立住民投票とトライデント(3)
2014年9月に独立住民投票

【連載】被爆地の一角から(81)

「あくまで私たちは反対だ」土山秀夫

をしない限り、透明性のある報告とは言えず、P5に対する不信感やNPTそのものに対する不信にまで高まるであろう。

中東決議履行の行き詰まり

2010年合意では、1995年中東決議の履行のために「中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する会議を2012年に開催する」ことが決まった。しかし、会議は12年も13年も実現しなかった。議長勧告は、中東会議のファシリテーターを務めるヤッコ・ラーヤバ大使の報告⁴を受け、「年内に開催するとの国連事務総長及び1995年決議の共同提案国による誓約に留意する」と述べた。これによって望みをつないだが、数か月内に実現するかどうかは未知数である。再び実現しなかった場合には来年のNPT再検討会議に悪影響を及ぼすであろう。

非人道性議論の今後

2010年合意では、NPT文書として初めて核兵器使用の人道的结果が直接言及された。その後、13年10月の4回目の核兵器の人道的影響に関する共同声明への賛同は125か国に達し、メキシコのナヤリットでは第2回核兵器の人道的影響に関する国際会議が開催された。さらに、今年12月にはオーストリアのウィーンで3回目の会議も準備されている。今回の準備委員会ではこのような現状を反映するように、多くの国が発言の中で非人道性に触れた。

一方、議長勧告では核兵器の人道的结果に関する内容が一節に止まり、不十分な表現であった。ただ、「核兵器のない世界を達成することに関連して各国政府や市民社会が出している新しい提案やイニシアチブについて検討すること」を含めたことによって、非人道性イニシアチブの最終目標である核兵器禁止の法的枠組みの構築につながる手がかりとして前進もあった。非人道性議論の後は年末のウィーン会議に大きく委ねられている。

法的枠組み議論とNAC作業文書

2010年最終文書では、「核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立」(勧告B.iii)することが確認され、国連事務総長が5項目提案の中で述べた核兵器禁止条約(NWC)や「別々の条約の枠組みに関する合意」が初めて言及された。その後、13年の国連公開作業部会(OEWG)と国連ハイレベル会合を通して、包括的な条約を目指すNWCに加えて、簡潔なアプローチをとる核兵器禁止条約(NWBT)が提起さ

れた。

今回の準備委員会では、表現の違いはあるものの、多くの国が核兵器禁止を目的とする法的枠組みへ向けた検討作業を始める必要性を強調した。新アジェンダ連合(NAC)を代表したアイルランドは、全ての加盟国に対し、「この準備委員会を、包括的かつ拘束力のある法的枠組みの構築について真剣に作業を始める機会としなければならない」と呼びかけた。ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)は、「国際社会とともに、核兵器の禁止を目的とする普遍的な法的拘束力のある手段についての交渉に向けて前進するために協力すること」を確認した(3ページ・資料2)。非同盟運動(NAM)を代表したインドネシアは、「NWCに関する交渉の早期開始」をジュネーブ軍縮会議(CD)に促した。また、ナヤリット会議の議長国であったメキシコは、「今や具体的な時間表と最も適切な協議の場を決めるための外交プロセスを始める時だ」と演説した。

特に、NACが最近の展開を考慮して今回の準備委員会に提出した作業文書(4～6ページ・資料3)はその詳細を紹介する意義がある。NACは文書の目的を、「条約第6条によって想定され要請されている『効果的な措置』の枠組みに関するあらゆる選択肢を追求し」「いかに実践的にこうした選択肢を具体化できるかを検討すること」だと述べた。第6条の前半で約束された「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置」については、7つの要素を提案したが、これはエジプトがNACを代表してOEWGに提出したペーパーの内容でもある(6ページ・資料4)。また、同文書は、既存の選択肢を、NWC、NWBT、「枠組み協定」、そして「混合型協定」の4つに初めて整理した。ただ、NACは特定の選択肢を支持することは避けており、議論を具現化するためにイニシアチブを発揮する国は今回現れなかった。

議長勧告は、I-2-gで法的拘束力のある枠組みに触れた。そこで「明確な到達基準や時間軸をとる」と明言したことは重要である。また、条約という言葉を使わずに「包括的で、交渉された、法的拘束力のある枠組み」を詳細に検討すべきと述べたことは、最近の展開を反映した表現と見られる。しかし、法的枠組みについて協議の場を作る必要性について明確な文言は含まれなかった。

2015年再検討会議に向けて

今回の準備委員会は、昨今の核軍縮議論の進展のわりには低調な結果であった。核兵器の非人道性をふまえて核兵器を禁止する法的枠組みを求める声は確実に強まっている。そうした中

で、非核兵器国と核兵器国、核兵器依存国との立場の違いが浮き彫りになり、合意しにくくなった面が現われた。今こそ、プラハ演説でオバマ大統領が誓約した「核兵器のない世界」を想起し、全ての国が核兵器を禁止する法的枠組みについて協議する場を作る政治的意志を示すことが切望される。そのために、現状では、2015年NPT再検討会議に向かって、第69回国連総会(秋)とウィーン会議(12月)での議論に注目する必要がある。

ある。(金マリア、湯浅一郎) 

注

- 1 本誌449-50号に全訳。
- 2 以下のサイトにて国名で検索が可能。
<http://reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/npt/2014/statements>
- 3 スイス、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ナイジェリアの5か国。
- 4 http://unoda-web.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2014/05/NPT_CONF2015_PCIII_18_E.pdf

**【資料1】議長による作業文書
2015年再検討会議に向けた議長
勧告(抜粋訳)**

NPT/CONF.2015/PC.III/WP.46

2014年5月8日

(前略)

I 核軍縮

1. (略)

2. a. ~b. (略)

c. 加盟国に対し、2010年再検討会議で採択された核軍縮に関する行動計画に盛り込まれた誓約の中で未だ履行されていないもの、とりわけ、行動計画5において核兵器国が実施するとした誓約を早期かつ完全に履行することを求めること。また、それらの完了に向けた合意されたタイムラインの詳細を含めることを要求する。

d. 新しい種類の核兵器の開発、既存の核兵器の質的向上、核兵器及び関連施設への新たな任務の付与を行わないよう、また、あらゆる軍事及び安全保障の概念、ドクトリン、政策において核兵器の役割や重要性をいっそう最小化するよう、核兵器国に奨励すること。

e. 核兵器国が提出した共通標準様式での報告に留意しつつ、核兵器国間の定期会合を通じたものを含め、さらなる透明性の強化と相互信頼の増大に向けた努力の継続の基盤の上に、より詳細かつ具体的な報告がなされるよう奨励すること。

f. 核兵器のいかなる使用によっても人類が経験するであろう破壊についてさらなる検討を行うこと。壊滅的な人道的結末に対しては国際的な対応能力が存在しないことを踏まえ、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認すること。また、核兵器のない世界

を達成することに関連して各国政府や市民社会が出している新しい提案やイニシアティブについて検討すること。

g. 強固な検証システムに裏打ちされ、明確な到達基準(ベンチマーク)や時間軸をとまなう、相互に補強しあう法的文書で構成された、核兵器のない世界の達成と維持のための、包括的で、交渉された、法的拘束力のある枠組みを詳細に検討するべく、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案に留意すること。

3. a. ~c. (略)

d. 地域の関係諸国の自由意思を基礎とした、さらなる非核兵器地帯を、適宜、設立し、非核兵器地帯条約におけるすべての議定書を発効させ、すべての関連する留保事項について見直しを行うこと。既存の5つの非核兵器地帯条約(トラテロルコ、ラロトンガ、バンコク、ペリンダバ、中央アジア非核兵器地帯)及びモンゴルの一国非核兵器地位が、核兵器のない世界の実現と地域安全保障の強化に向けた重要な貢献であると認識すること。2014年5月6日に核兵器国が中央アジア非核兵器地帯条約議定書に署名したことを歓迎すること。

4. 2015年再検討会議は、透明性の向上や核軍縮に関連した効果的で効率的な検証能力の開発を通じて信頼性を高める措置などの追加的措置を検討するべきである。これらの措置には以下が含まれる。

a. (略)

b. 強化された条約再検討プロセスの枠組みにおいて、すべての加盟国がNPT第6条、2010年行動計画、2000年再検討会議最終文書の実践的措置、1995年決定2の4(c)節の履行に関する定期報告を行うことの重

要性を強調すること。

II 核不拡散(略)

III 核エネルギーの平和利用(略)

IV 地域問題

10. 準備委員会は、1995年中東決議、ならびに2000年及び2010年再検討会議における関連する成果文書の履行の重要性を再確認する。これには、延期されている中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に関する2012年会議を、地域国家間の自由意思により合意された取り決めに基づいて、また、1995年決議を委任事項として、さらなる遅滞なく開催することが含まれる。

11. 準備委員会は、アラブ連邦加盟国及びイラン・イスラム共和国から国連事務総長に寄託された書簡を歓迎する。この書簡において、これらの国々は、とりわけ中東を非核・非大量破壊兵器地帯として宣言すること支持している。また、準備委員会はファシリテーターによる報告を歓迎する。

12. 準備委員会は、2012年会議の延期に対する加盟国の失望に留意する。この会議は2010年再検討会議で合意されたものである。準備委員会は、ファシリテーターの支援の下で地域国家の間で実施上の取り決めが合意され、核兵器国の支持が得られ次第、地域国家との協議に基づき、延期されている2012年会議を(2014年)年内に開催するとの国連事務総長及び1995年決議の共同提案国による誓約に留意する。

13. ~14. (略)

V 普遍性及びNPTのその他諸条項(略)

<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/documents/WP46.pdf>

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

【資料2】ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器禁止に関する条約機構(OPANAL)事務局長マセド・ソアレス大使の演説

(抜粋訳)

NPT第3回準備委員会 一般討論

2014年4月30日、ニューヨーク

(前略)

昨年プエノスアイレスで開かれた最新のOPANAL総会は、以下で私が三つの要素を強調する行動計画を採択しました。第一に、「国際社会とともに、核兵器の禁止を目的とする普遍的

な法的拘束力のある手段についての交渉へ向けて前進するために協力すること」。第二に、本条約の議定書の署名国に対して、それらの法的文書に署名し批准した際に行った解釈宣言を修正するか撤回することを求めること。この目標は、2010年NPT再検討会

議の最終文書の行動9で明確に言及されています。第三に、他の非核兵器地帯や国々、国際組織及び非政府組織とともに、核兵器のない世界を実現するために、具体的な行動を促進すること。(略)

最後に、他の4つの非核兵器地帯とモンゴルとの協調と協力について述べたいと思います。この運動の可能性は、いまだ十分に活かされていません。OPANALとその事務局長はインドネシアとともに働く用意と熱意を持っています。インドネシアは、来年開かれる非核兵器地帯加盟国・署名国及びモンゴルによる第3回会議の準備を主導しています。

その会議は、2005年にメキシコで、そして、2010年にニューヨークで採択された宣言を踏まえることになるでしょう。

来年の会議では、4つの課題が注目を集めるでしょう。第一に諸地帯の強化です。そのためには、諸地帯が直面する特有の状況と問題についての情報をお互いに交換することが不可欠です。

第二の課題は、諸地帯にとって極めて重要な消極的安全保証の問題に関するものです。諸地帯の加盟国は、核兵器国を含む他の全ての国々に対して法的拘束力のある保証を引き受けてきました。条約の形式の下で相互に

引き受けることを核兵器国が受け入れることが、道義的、政治的及び法的に不可欠です。

第三の喫緊の課題は、中東における核兵器も他の大量破壊兵器もない地帯の設立です。広く待望されているこの目標を達成するに当たってこの地域の諸国が直面している障害を無視することは、誰にもできません。その障害を、この目標へ向かって前進しない言い訳にするのは止めましょう。(略)

http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/statements/30April_OPANAL.pdf

(訳:ピースデポ)

【資料3】核兵器の不拡散に関する条約第6条

新アジェンダ連合(ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ)を代表したアイルランド提出の作業文書(抜粋訳)

NPT/CONF.2015/PC.III/WP.18
2014年4月2日

(前略)

作業文書の背景

1.(略)

2. 核兵器の不拡散を防止するという条約の目標の履行は、条約発効と同時に始まった。しかし、それから44年、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小」という相互に強化しあう目標の達成のために条約が提示した枠組みは、依然として実行されないままだ。この結果として、条約の軍縮目標の達成は、不拡散目標の達成より相当に遅れている。

3.~6.(略)

7. 冷戦期以降、備蓄された核兵器の数は相当程度に削減されたが、現在世界の核兵器は1万7000発を超えている。垂直拡散と近代化計画が進行中で、今後数十年間それを維持することが目指されている。同時に、数多くの核保有国が、核兵器は、自国及び同盟国の軍事ドクトリンの不可欠な一部であり、今後もそうであることを確認している。核不拡散条約第6条の下で、「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小」を達成する枠組みを確立するとの加盟国の義務は、いまだに果たされていない。これを達成するための体系的かつ漸進的な取り組みに関する13項目の実践的な措置は履行されていない。結果として、核不拡散条約上の核軍縮に関する枠組みは、条約がその目標を達成するために必要な緊急性や焦点、明晰性をもたらすようなメカニズムに欠けている。にもかか

わらず、核保有国は、核兵器の人道的影響についての意義ある議論や、核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合のフォローアップ・プロセス、核軍縮交渉に向けた「国連公開作業部会」に参加したりそれを支持したりすることを拒絶している。こうした機会のそれぞれが、核不拡散条約第6条と完全に整合的かつそれを支持するものであり、核保有国が自由意思でなした明確な約束に関して進展をもたらすとの見通しを提供するものである。これは、核軍縮につながるような自国の核兵器完全放棄を達成するとの明確な約束にアプローチする核保有国の真摯な態度を疑わせるものである。完全核軍縮を達成するとの保証と引き換えに核兵器を放棄する主権的な決断を下した圧倒的多数の国にしてみれば、この状況は受け入れがたく、持続可能でもない。

8.(略)

9. この文書の目的は、条約第6条によって想定され要請されている「効果的な措置」の枠組みに関するあらゆる選択肢を追求し、条約の中心的な軍縮目標を達成する効果的な手段としての第6条を強化するような条件でいかに実践的にこうした選択肢を具体化できるかを検討することにある。

問題:機能する核不拡散枠組みへの見返りとしての不完全な核軍縮枠組み 世界的な核軍縮レジーム

10.~11.(略)

12. 条約の不拡散目標を支持する実に数多くの構想や取り決めがあるのに対して、条約第6条の核軍縮目標は必要な優先順位を与えられてこなかった。いかなる二国間あるいは多国間取り決めに対しても保障措置を適用するとのIAEA規程における明確な任務があり、「保障措置が支える世界的な軍縮の確立を進める」との役割があるにもかかわらず、一部の国は、核

軍縮活動に対するIAEA保障措置の適用を頑なに拒んでいる。IAEA理事会及び総会は、核兵器を全て放棄しNPTに非核保有国として参加した国を超える役割を与えられていない。

13.~14.(略)

核兵器なき世界を達成し維持する人道的な要請

15.(略)

16. 核不拡散条約それ自体は、「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い、及び人民の安全を保障するための措置をとることが必要である」との認識および理解の下に締結された。現在の核不拡散条約再検討サイクルが開始されるまでは、これが実際には何を意味するのかについての議論が不十分であった。2010年NPT再検討会議の「最終文書」は、「これら兵器が使用される可能性と、使用がもたらすであろう壊滅的な人道的結果に対して深刻な懸念」を明確に表明した。現在の核不拡散条約再検討サイクルにおいて、国連加盟国と核不拡散条約加盟国の多数が、こうした提示の仕方を熱心に取り上げたのである。非人道性に関する懸念は、NPTの設立に動機を与えた要因であり、今も条約の条項が完全履行されるよう促す動力である。

17.~22.(略)

核軍縮を達成する明確で、法的拘束力のある、多国間のコミットメントの必要性

23. 多国間核軍縮交渉に向けた「国連公開作業部会」で新アジェンダ連合は、世界的な核軍縮・核不拡散レジームの一体性と持続可能性を維持するカギを握るのは、「核軍縮に向けた今後の全ての取り組みを下支えし導くような、核軍縮を達成するための明確で、法的拘束力のある、多国間のコ

ミットメント」の具体化であると主張した。これが実際に何を伴うのかということについて新アジェンダ連合は、「必要なのは、新アジェンダ連合が一貫して主唱してきた核兵器なき世界に全ての国家をコミットさせる包括的かつ法的拘束力のある枠組みを無条件に履行し、明確に定義された日程と指標によって支えることだ」と提案した。

24.～25.(略)

核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関連した効果的な諸措置を創り出すいかなる法的文書にも不可欠の要素

26. 核不拡散条約第6条が加盟国に具体化することを義務づけている「核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関連した効果的な諸措置」を創り出すいかなる法的文書あるいは取り決めにも不可欠の部分を構成する中心的な要素のリストを整理し、詳細を説明するため、次の要素を提示する。

- (i) 核兵器の開発、実験、生産、備蓄、移転、使用および使用の威嚇に対する一連の法的禁止。
- (ii) 完全核軍縮の透明かつ不可逆的、検証可能なプロセスを発効させる明確で法的拘束力のある義務。
- (iii) 核爆発装置に関連した核分裂性物質およびその他の核物質を制限することでこれらが兵器あるいは他の核爆発目的で使用されないようにするための条項。
- (iv) 宣言、査察、監視、協力、現地調査、遵守、紛争解決メカニズムなどを通じたものを含め、この法的文書あるいは枠組みの下で生起する義務および禁止事項の履行を検証する効果的手段。
- (v) 国内履行措置の枠組み。
- (vi) あらゆる場合において保障措置を受けることを条件として、核技術の完全に平和的な利用に対する加盟国の権利を守る効果的かつ無差別的な手段。

次のことが早期に検討されるべきである。

- (vii) すべての関連活動および目的を監視する条約機関の創設に必要な、実践的、技術的、法的、財政的、実務的およびその他の取り決め。各国の代表にメンバーの資格を与えた条約機関の政策および意思決定機関の創設を通じたものを含む。

27. この作業文書は、もしその法的文書に目標を達成させようとするならば必要となる必要不可欠の中心的要素に関する真剣な討論を、核不拡散条約の再検討サイクルに持ち込むことを意図したものである。これらの要素

が現実にもどのように機能するのかを試すため、各加盟国は、核軍縮に関する公的議論において示唆されてきた条約第6条履行の「効果的な措置」に関するいくつかの選択肢を追求することになるかもしれない。

28.(略)

核兵器なき世界の達成と維持のために示唆されてきた選択肢

29. 核兵器なき世界の達成および維持のためにさまざまな選択肢がおのずと現れ、あるいは核軍縮に関する公的議論の中で示唆されてきた。これらの選択肢は今や、第6条の要件に照らし合わせて追求され、議論され、試されねばならない。これについては、この文書の添付文書で詳細に検討されている。それは以下のように要約される。

- (1) 包括的な核兵器禁止条約(Nuclear Weapons Convention)。同条約は、時限を設け、不可逆的で、検証可能な核軍縮のための一般的義務や禁止事項、効果の基盤を提示することで、すべての大量破壊兵器廃絶の効果的な措置として、化学兵器禁止条約や生物・毒素兵器禁止条約を補うことになる。
- (2) 簡潔型核兵器禁止条約(Nuclear Weapons Ban Treaty)。核兵器なき世界の追求、達成、維持に必要な主要な禁止条項を確立する。このような条約は、効果的で、時限を区切り、不可逆的で検証可能な核軍縮を履行・監視するのに必要な実際的な取り決めを追加的に提示することもできるが、そうする必要はない。
- (3) 核兵器なき世界の達成・維持を目標とした法的文書を相互に支える枠組み協定。これらは、核兵器なき世界の達成・維持のための主要な禁止事項、義務および取り決めを確立するために協調して機能することになる。
- (4) 上記の選択肢のすべてあるいは一部の要素、または新たな要素を含んだ混合型協定。

30.(略)

31. 示唆されたいかなる選択肢も、NPTの軍縮枠組みを補完し完全なものにする「効果的な措置」に関する交渉の追求および妥結を通じて、条約第6条によって想定され必要とされているやり方で、NPTの目標および目的を前進させるものとなる。

核不拡散条約の中心的な要素としての第6条の完全履行の必要性

32. 核軍縮に向けた枠組みに関して、条約第6条の要請するすべての側面に関する真剣な議論が必要である。す

べての利用可能な場が利用されるべきだ。たとえば、軍縮問題が扱われることになっている常設機関、および、核軍縮に関する2013年国連総会ハイレベル会合のフォローアップ・プロセスや、あらたな任務の下で再構成された、多国間核軍縮協議に向けての国連公開作業部会、軍縮問題を取り扱う単独会議のような、より最近の取り組みがそこには含まれるが、それに限られるわけではない。新アジェンダ連合は、これらすべての場において議論を行うよう呼びかけ続ける。

33.～35.(略)

添付文書 I～IV

選択肢1: 包括的核兵器禁止条約(A comprehensive Nuclear Weapons Convention)

1. モデル核兵器禁止条約は、公式文書として第62回国連総会に提出された。同文書は、核兵器のない世界の達成と維持に求められる法的、技術的、政治的な諸要素について詳しく述べたものである。その主たる要素には以下が含まれる。

- (1) 核兵器の開発、実験、生産、備蓄、移転、使用及び使用の威嚇を禁止し、核兵器保有国に対してそれらの廃棄を求める、**一般的義務の一式**。
- (2) **申告に関する義務**。これに基づき、条約加盟国は、自国が保有する、あるいは管轄下に置くすべての核兵器、核物質、核施設、核兵器運搬手段について、ならびにその所在地について申告することが求められる。
- (3) **核兵器廃棄**に向けた段階的プロセス。ここには、廃棄に向けた次の5段階が含まれる。(i) 警戒態勢の解除、(ii) 配備の撤去、(iii) 運搬手段からの弾頭取り外し、(iv) 弾頭の無能力化、(v) 「ピット」の取り外しと変形、ならびに核分裂性物質を国際管理の下に置くこと。
- (4) **検証プロセス**。ここには、加盟国による申告と報告、定期査察、チャレンジ査察、現地センサー、衛星写真の撮影、放射性核種サンプリング及び他のリモートセンシング、他機関との情報共有、一般市民による報告等が含まれる。
- (5) **国内履行措置の一式**。これらを通じて加盟国は、犯罪者の訴追や条約違反通報者の保護を定めた条約義務の履行に必要とされる立法措置を講じるよう求められる。
- (6) **個人、法的機関、国家における一連の権利と義務**。
- (7) **条約履行のための機関の設置**。当該機関は、検証、遵守確保、意思決定における責任を有し、加盟国会議、執行評議会、技術事務局によって構

成される。

(8) 核物質に関する諸条項。ここでは、プルトニウム(使用済み燃料に含まれるものを除く)や高濃縮ウランといった、核兵器の製造に直接的に使用可能なすべての核分裂性ないし融合性物質の生産が禁止される。核エネルギー生産のための低濃縮ウランは許容される。

(9) 協力、遵守ならびに紛争解決のための手続き。ここには、国際司法裁判所の意見を求める可能性や不遵守問題への一連の段階的対応など、遵守及びその他の問題にかかわる解釈をめぐる疑義を晴らし解決するための協議、協力、事実調査に関する条項が含まれる。

(10) 包括的条約と他の国際合意との関係性を明らかにする手段。モデル核兵器禁止条約は、第6条の履行やNPTに対する普遍的加盟を体現するものであり、また、国際原子力機関(IAEA) 保障措置、包括的核実験禁止条約(CTBT) 国際監視システム、ロシアと米国の二国間合意等を含めた、既存の核不拡散・核軍縮体制や検証・遵守協定を基盤とするものである。モデル核兵器禁止条約がそのような体制や協定に機能や活動を追加する場合もあるだろう。また、同条約が新たな補完的協定を確立する場合もある。

(11) 財政問題の詳細。これに基づ

き、核兵器国は保有核兵器の廃棄に向けた費用を負担する。当該義務の履行にあたって財政的困難に直面する国に対しては、それを支援する国際ファンドが設立される。

(12) エネルギー支援に関する任意の議定書が含まれる。ここでは、核エネルギーを開発しないことや、既存の核エネルギー計画から段階的に撤退することを決定した国家に対するエネルギー支援計画が確立される。

2.~4.(略)

選択肢2: 簡潔型核兵器禁止条約(A Nuclear Weapons Ban Treaty)

1.~2.(略)

3. 包括的条約との違いとして、簡潔型条約においては、核兵器のない世界の達成と維持に必要な法的、技術的な諸協定を定めることが必須ではない。当然ながら、各国政府が望む範囲でそのような協定を定めることは可能である。これらの協定が簡潔型条約で定められない場合は、他の手段で定められる必要がある。このように、簡潔型条約とは、核兵器の禁止に特化したものである。これは、核兵器のない世界の達成と維持のための一連の完全なる「効果的な措置」を策定する長期プロセスのなかで、既存の義務を基盤とした法的文書として、あるいは、そのような目的の実現をめざし

たより広範な枠組み協定(選択肢3の「枠組み協定」添付文書IIIを参照のこと)の構成要素の一つとして、検討されることが有益であろうと思われる。

4.(略)

5. 簡潔型条約がどのような形態をとろうとも、核兵器保有国の加盟にかかる必須かつ減じることのできない要素である軍縮義務及び協定を明記した諸条項(簡潔型条約自体の中に、あるいは他の手段によって)を策定することが不可欠である。このような軍縮協定には、包括的条約の場合と同様に、検証手続き、時間軸、報告に関する取決め等に関する原則が含まれる必要がある。軍縮のための細部にわたる検証協定が盛り込まれていない簡潔型条約においては、後日、条約に加盟した核兵器保有国と簡潔型条約機関の政策決定部門との合意によって、これらの詳細を明記した条項を策定することができる。

6.~7.(略)

選択肢3: 枠組み協定(略)

選択肢4: 混合型協定(略)

<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/documents/WP18.pdf>

(強調は原文。共訳: ピースデポ、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

【資料4】アイルランドのブレフニー・オライリー外交通商省軍縮不拡散部長の演説(抜粋訳)

NPT第3回準備委員会 クラスタ1
2014年5月2日、ニューヨーク

NPTの交渉が行われた時代と支配的な政治環境のために、この条約は、核兵器の拡散に立ち向かいながら、既存の核兵器国にできるだけ早くその核戦力を縮減するためのわずかの時間と空間を与えるという、一時的に不完全な手段として制定されました。しかしながら、条約はその第6条を通じて、完全な核軍縮のための基礎をしっかりと提供しました。この基礎は、第一に、核軍縮の多国間プロセスを管理する「効果的な諸措置」に向けた誠実な交渉として示されました。

それが44年前であり、当初意図された条約の存続期間のほとんど2倍近い時間が経ちました。その間、「効果的な諸措置」を追求しようとする試みはまったくなされませんでした。もはやこれ以上、NPTの軍縮義務が完全に履行されていると信頼性を持って主張する

ことができるでしょうか？
(略)

1958年10月17日、国連総会で核軍縮・不拡散に関する初めての決議が示されたとき、当時のアイルランドの外務大臣フランク・アイケンは、アイルランドがその後NPTに結実するものに熱意を抱いていることを明言しました。彼は、次のように述べました。

「我々は、提案された核兵器の規制のための一時的な手段は、完全な核兵器の廃絶がそれを無用にするまでは存続し続けるべきだという意味で、核兵器のさらなる普及の永続的な禁止へ向けた一歩に過ぎないと見なしているという事実を隠すつもりはありません」。

(略)

昨年の国連公開作業部会にエジプトが提出した新アジェンダ連合のペーパーの中で、新アジェンダ連合は第6条の下における核軍縮のためのいかなる効果的な手段にも不可欠な構成要素を特定しました。それらは、これらの諸手段がそれ抜きには自身の目的を達成できないものです。我々が必要としているものを特定することによって、諸国家はそれをどのように構築するか

を決めることができます。それが構築されたら、諸国家はそれを何と呼ぶかを定めることができます。重要な点は、我々は今すぐに議論を開始しなければならないということです。

(略)

人道的結末に関する議論は、継続された集団的怠慢がもたらす既知のリスクと結末を明らかにしてきました。これらのリスクと結末はいまや、全ての国々に厳しい政治的選択を迫っています。それは簡単な選択ではありません。しかし、それは避けられないのです。

広島の記事に記された碑文には、こうあります。「安らかに眠って下さい。過ちは繰返しませぬから」。議長、それは私たちの手に残された問題であり、そして、私たちの手にだけ残された問題なのです。

ありがとうございました。

http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/statements/2May_Ireland.pdf

(訳: ピースデポ)

(3) 2014年9月に独立住民投票

— サモンド政権、独立の青写真を発表

2014年9月18日に実施される、スコットランド独立住民投票が近づいてきた。

本誌第412号(12年11月15日)掲載のとおり、この独立住民投票の実施は、12年10月15日の、英国のキャメロン首相とスコットランドのサモンド首相によるエジンバラ合意によって決定されたものである。両首相による合意では、14年末までの実施が合意され、その後、実施日は14年9月18日となった。

エジンバラ合意と併せて確認された、「合意覚書」によって、住民投票の原則、時期、投票に付される設問、投票権、投票管理委員会の役割が位置づけられ、「政令(案)」によって、投票は独立の賛否を問う簡潔な設問による二者択一式とすることが規定された。

独立の青写真「スコットランドの未来」

現在のスコットランド政府は、「非核スコットランド」としての英国からの独立を一貫して掲げてきた。仮にスコットランドの独立が実現した場合、現在その主要施設および弾頭のほとんどがスコットランド領土内に存在している、英国唯一の核兵器「トライデント」の存在は、どのようなのであろうか。

2013年11月26日、スコットランド政府は、独立後のスコットランドの青写真を描いた白書「スコットランドの未来:独立スコットランドのガイド」¹を発刊した。670ページにも及ぶ本白書には、独立の意義や枠組み、独立スコットランドの財政、金融・経済、医療・社会保障、教育・雇用、国際関係・防衛、人権、環境・エネルギー・資源などの項目が網羅されている。サモンド政権は、この白書によって、スコットランド政府が目指す国家像を住民に周知し、独立住民投票において独立賛成が多数派となることをめざしている。

白書の前文およびトライデントを含む防衛政策を述べた部分を、**8ページ資料**に示す。第6章では、スコットランド領内のトライデントの撤去について、以下のように書かれている。

「核兵器撤去の詳細なプロセスおよび工程表は、スコットランド政府およびウェストミンスター政府(訳注:英国政府)との間の交渉における課題である。しかしながら、我々は、スコットランドCNDが、トライデントの解体は2年以内に可能であると提言していることに注目してきた。」

ここで言及されているスコットランド核兵器撤廃運動(スコットランドCND)の報告書は、本誌419-20号(13年3月15日発行)に掲載しているので参照されたい。

トライデント以外の部分においては、英国通貨ポンドの使用継続、EUと北大西洋条約機構(NATO)加盟の維持、国防軍や放送当局の設置などを明記した。独立の日は16年3月24日とされた。一方、キャメロン英首相の報道官は「英政府がこれまで表明してきたように、(独立するのであれば)共通通貨の継続は非現実的だ」と述べており、住民投票を巡る英国政府とスコットランド政府の駆け引きが続いている。

拮抗する独立賛成と反対の世論

スコットランドにおける世論調査によれば、独立への住民の賛否は変遷を経てきた。12年10月5日付の結果²では、独立「賛成」が28%、「反対」が53%であったのに対し、14年3月23日付の結果³においては、「賛成」が39%、「反対」が46%、「わからない」が15%となっている。

まだ意思決定を行っていない住民が9月の投票の際にどのような判断を下すかによって、独立が実現するか否かが決まることがうかがえる。スコットランドの老舗紙「スコッツマン」は、後者の世論調査を「独立住民投票の賛成と反対の間のギャップが狭まってきた」と報じている。

(塚田晋一郎)㊦

注

1 以下からダウンロードできる。www.scotland.gov.uk/Publications/2013/11/9348

2 TNS-BMRB社の調査結果。有効回答数995人。

3 ICMリサーチ社の調査結果。有効回答数1010人。

【資料】「スコットランドの未来：独立スコットランドのガイド」

(抜粋訳)

2013年11月、スコットランド政府

<前文>

2014年9月18日のスコットランド独立住民投票は、2つの未来のうちの1つを選択することである。

もし我々が独立賛成を選択した場合、我々はスコットランドの旅路の新たな段階へと踏み出すことになる。我々は、自信を持って前へと進み、待ち受ける多くの機会に対する準備を行う。我々の経済および社会に関する最も重要な決定は、スコットランドを最も気にかけ、スコットランドの人民によってなされる。我々の国の新しい時代の扉は開かれる。

スコットランドの未来は、スコットランドの手の中にあるだろう。

もし我々が独立反対を選択した場合、スコットランドは停滞する。我々の国の新しく、かつ、より良い方向性の選択という、異なる進路へと続く今世代一度の機会を失う。スコットランドに関する決定は、他者の手の中にあり続けるだろう。

我らこの地に暮らす人民は、スコットランドの繁栄における最大の利害関係を有している。独立とともに、我々はスコットランドを、我々皆がそうあるべきと知っている、より公平で繁栄した国にすることが可能となる。我々は、スコットランドの多大な富と資源を、我々の国の全ての人々のためにより良く活用し、我々の希望と志を反映した社会を築くことができる。独立しているということは、我々が選び、常にスコットランド人民を第一に考える政府を持つようになることを意味する。

これが、独立がスコットランドに果たすことができるものであり、スコットランド政府が、スコットランドの個人および集合としての人民が独立した方が良いと考えている理由である。

<アレックス・サモンド首相による序文>

(前略)

我々は、平和と安全を促進するための防衛のための同盟において、英国内の他の地域とのパートナーシップにおける取り組みを継続する。し

かし、我々は、スコットランドの土地からトライデントを撤去し、核兵器の新世代の生涯コスト1000億ポンドを取り除くことができる。(後略)

<要約>

(前略)

防衛

核兵器を撤去し、我々の状況に適した防衛力を維持することによって、我々は英国への現在のスコットランドの防衛的貢献の実質的な比率を節約することができる。(略)

独立投票に従って、我々は最優先に核兵器を迅速かつ安全に撤去するための取極めを行う。この取極めは、トライデントの撤去をめざして、独立の後に最初に開かれるスコットランド議会の会期において示されるであろう。

2014年の独立投票に続き、スコットランド政府は、北大西洋条約機構(NATO)に対し、同盟に参加するという我々の意志を伝達し、我々が、英国の一部としてから、独立国のNATOメンバーとして参加するための交渉を行う。スコットランドは、NATOの多くの非核兵器国メンバーの中の1つとなるであろう。

現在のスコットランド政府は、独立スコットランドにおける優先課題に、以下の5つを位置づけている：

■独立スコットランドの防衛安全保障費を25億ポンドにするというコミットメントを維持すること

■スコットランドからの核兵器の迅速かつ安全な撤去を保証すること

■空および海上パトロールを行い、我々の海岸を中心に活動することができる専門部隊などの海上能力の構築に焦点をあて、スコットランドの海洋資産を保護し、北大西洋で集団安全保障に貢献すること

■独立後、合計15000人の常備軍および5000人の予備軍兵を漸進的に構築すること

■ファスレーンの通常海軍基地やスコットランド防衛軍統合司令部への移行を含み、スコットランドの必要性に適合させるために、独立性の観点から防衛施設を再定義すること

(略)

<第6章 国際関係および防衛>

(前略)

防衛

なぜ我々は新たなアプローチを必要とするのか

(略)

過去何十年も、我々は、グローバルな力を追求するウェストミンスター(訳注：英国政府)のシステムの一部として海外への軍事介入において交戦し、英国に対し核兵器配備地を提供してきた。

スコットランドは、市民や教会、貿易組合、そして我々が選出した政治家たちの明らかに大多数が、明白に反対してきたのにも関わらず、世界のどの場所よりも核兵器が1か所に集中している場所で在り続けてきた。数十億ポンドが決して使われてはならない兵器に浪費されてきた。今我々が行動しなければ、我々は、その生涯にわたり、新たな核兵器システムに、さらに1000億ポンドの浪費をするリスクに直面している。トライデントは、無差別かつ非人道的な破壊力を持つ、根本的な品位に対する侮辱である。(略)

ウェストミンスターの政府は、我々に対し、我々の防衛のために英国に残ることを提案している。しかし、現実とはまったく異なる。スコットランドは、(ウェストミンスターの)失政により、何十年にも渡り失敗させられてきた。つまり、我々は現在保有しているトライデントのような兵器を不要とし、海上パトロール航空機などを必要とする。(略)

防衛インフラストラクチャー

(前略)

核兵器撤去の詳細なプロセスおよび工程表は、スコットランド政府およびウェストミンスター政府との間の交渉における課題である。しかしながら、我々は、スコットランドCNDが、トライデントの解体は2年以内に可能であると提言していることに注目してきた。(後略)

www.scotland.gov.uk/
Publications/2013/11/9348

(訳：ピースデポ)



あくまで私たちは反対だ

最近の安倍晋三首相はどうかしている
としか思えてならない。念願の集団的自衛
権の行使容認に向けて、自民、公明両党の
協議が始まっているのに、毎日のように次
から次に新しいテーマを繰り出し、都合が
悪くなったテーマは平気で引っ込めてし
まう。これではいかに生煮えのまま、とに
もかくにも協議を急がせたかが分かるう
というものだ。

それをまたハイハイと取り次ぐ高村正
彦副総裁や石破茂幹事長も、今やピエロ的
存在と化しつつあるのはどうしたることか。
日頃はこれの両人、安全保障のことはわれ
われにお任せあれ、と言わんばかりの自信
と誇りを持っていたように見受けられて
いたのだが、安倍首相と考えが違うことが
あっても、結局は妥協して取り次いでいる
としたら、人事をチラつかせる首相の手管
に抗し切れないからなのだろう。

他方、集団的自衛権の行使容認に対し
て、多くの国民が危険性を感じ(特に最近
の世論調査ではそう考える人たちが増加
の一途を辿っている)、首相が与党協議と
閣議決定のみで済まそうとしている限り、
国民は公明党の反対に期待するほか決定
的な手段を思いつかないのだ。ところがこ
こにきて、当の公明党も何が何でも一日も
早く決着を、と迫る安倍首相の毒氣に気圧
されたのか、協議会の幹部の中から妥協的
発言が目立ち始めたではないか。幸い、ま
だ一般の議員たちは反対の意識が強く、簡
単に幹部の説得に納得しそうにはないと
伝えられている。しかし時間稼ぎになった
としても、それで自民党に対して反対の
ボールを投げ返す、といった保証はまだど
こにもない。そうした折だからこそ、公明
党のためを思って、敢えて巷間に流されて
いるうわさを伝えておく。そのうわさとは
こうだ。公明の幹部と自民の幹部の間で
は、形式はどうであれ、ともかく集団的自
衛権の行使は認める点ですすでに手打ちが

なされており、後は一般党員のガス抜きに
どれ位を要するか、の秒読み段階にあると
いうもの。更にうわさは続く。もしも結果
がその通りだったら、期待を掛けた人たち
は失望どころか怒りとなって公明党を批
判するだろう。平和と生活の党などとい
うのは真っ赤なうそで、所詮は権力にしがみ
つく亡者たちだったのだ…。うわさとい
うものはとにかく無責任なものだ。筆者は
むしろ今回のうわさは信じていないし、信
じたくもない。

だが、こうしたうわさが流され、まこと
しやかに語られるのには、やはりそれなり
の背景があるのではないかと考えてみる
必要がある。そして真っ先に思い浮かぶの
は、今や国家の一大転換期となるかもしれ
ない重大事を決定するに際して、最も直接
的に影響を蒙るはずの国民が、いくら必死
になって意志表示をしたくても、それが取
り上げられないことへの苛立ちといえよ
う。安倍首相が正面からこの問題を取り上
げ、憲法96条に則って衆参両院の議員総数
の3分の2以上の賛成を得、堂々と国民に向
かって是非を問う発議をすべきだったの
だ。それが憲法の精神に沿った王道ではな
いか。そうすれば国民も、賛成、反対の如何
にかかわらず、自らの信念に基づく一票を
投じて悔いは残らなかったはずである。残
念なことには現実とは全くかけ離れたもの
となって示された。国民から選ばれた国会議
員とはいえ、自民、公明両党のごく限られ
た代表者たちによる協議によって結論を
導き、これまたごく限られた閣議によって
決定するという矮小化された密議に近い
形である。しかも都合のよい憲法解釈の変
更によって、まるで一般の法律改正のよう
に手軽に国の根幹を変えようとしている。
将来、もし空洞化された幹全体が枯れたり
、腐ったりしたとき、安倍首相よ、あなた
が責任を取ると言ったところで、もはや何
の足しにもならないのだ。(6月24日記)



特別連載エッセー●81

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学
長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。
2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2014.6.6～6.20

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

EU＝欧州連合／GBI＝地上配備型迎撃ミサイル／GMD＝地上配備型中間飛行段階防衛／L-SAM＝長距離地对空ミサイル／P5＝国連安保理常任理事国／SIPRI＝ストックホルム国際平和研究所

- 6月6日 ローマ・カトリック教会のフランシスコ法王、安倍首相と会談し、世界の平和と安定、核兵器の廃絶を求める。
- 6月6日 ブリンケン米大統領次席補佐官、過去核兵器を放棄したウクライナがロシアから領土を奪われたことで、他の国が核放棄をためらいかねないとの懸念を表明。
- 6月8日 中国海軍の梁陽報道官、同国海軍が米海軍主催の環太平洋合同演習(リムパックス2014)に初参加すると発表。
- 6月9日 イラン核問題を巡り、イランと米国がジュネーブで直接交渉を開始。核交渉を調整してきたEUの高官も参加。
- 6月9日 ロシア軍、黒海上空で核兵器搭載可能な戦略爆撃機「TU22M3」2機のミサイル発射実験に成功。
- 6月9日 岸田文雄外相、韓国の李丙珉駐日大使と会談し、北朝鮮の核・ミサイル問題への対処で日米韓が協力する姿勢を強調。
- 6月9日付 韓国軍関係筋、最近の北朝鮮の宣伝用映画により、同国が新型対艦ミサイルを保有していることが確認されたと発言。
- 6月10日 伊原アジア大洋州局長、米国防務省でデービス北朝鮮担当特別代表と会談し、核・ミサイル問題の解決を目指し、日米韓の協力が重要であるとの認識で一致。
- 6月10日 シンガポール外務省、北朝鮮を助けキューバからミサイルなどを密輸したとして、同国企業を訴追するとの発表。

海外派遣カンパ報告

中村孝孝さんのニューヨーク派遣のため、**275,000円**のカンパをいただきました(目標額30万円)。ご協力ありがとうございました。(集計期間:3月18日～5月15日)

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

イアブック「核軍縮・平和2013」

—市民と自治体のために

監修：梅林宏道／発行：NPO法人ピースデポ／発売元：高文研／A5判 336頁

会員価格1700円／一般価格2000円(ともに+送料)

【特集】北東アジアにおける平和の枠組み

【特別記事】「ゴジラをなだめる：北東アジアの核抑止力」

「尖閣問題をどう解決するか」「核の飢饉」

□ 44のキーワード □ 44の一次資料

★ご注文は、同封のチラシ、またはメール・FAXで★

＊現在、2014年版を製作中＊



- 6月11日 韓国防衛事業庁、北朝鮮の核・ミサイル情報を収集できる軍事衛星5機を20年代初旬までに実戦配備する事業案を可決。
- 6月11日 韓国軍、北朝鮮の弾道ミサイルを50km以上離れた場所から攻撃できるL-SAMを開発することを最終的に確定。
- 6月11日 シリング米国防総省ミサイル防衛局長、アラスカに配備するGBIが迎撃実験に失敗すれば計画を見直す可能性を示唆。
- 6月14日 ヘーゲル米国防長官、空母ジョージ・ブッシュ、ミサイル巡洋艦、駆逐艦にペルシャ湾に移動するよう命令。
- 6月16日 SIPRI、世界の核軍備に関する報告書を発表。1月現在の北朝鮮の保有核兵器は6～8発を推定。
- 6月17日付 米ロサンゼルスタイムズ紙、米国がミサイル攻撃を遮断するために開発中のGMDの実験が相次いで失敗したと報道。
- 6月18日 韓国の朴槿恵大統領、自発的に核兵器を全面放棄したカザフスタンの例をあげ、北朝鮮が正しい選択をするよう促す。
- 6月20日 P5+独とイラン、ウィーンで15日に始まった5回目の核協議を終了し、7月2日の次回協議のため再度会合を行うと表明。
- 6月6日付 翁長那覇市長、自公幹部と会談。辺野古移設反対の「政治スタンスは変えない」と述べる。
- 6月7日 「沖縄『建白書』」を実現し未来を拓く島ぐるみ会議の議員団会議発足。自民新風会的那覇市議を始め、130名が参加。
- 6月9日 自民県連、翁長那覇市長へ出馬要請した自民新風会所属市議及び安慶田議長を除名する方針。月内に党紀委員会開催。
- 6月11日 陸自UH-60JAヘリから金属製ネジが落下。被害報告はなし。
- 6月12日 武田防衛副大臣、宮古島で下地市長と会談。陸自配備の適地調査を要請。
- 6月12日 高良副知事、米国防務省で普天間飛行場の5年以内運用停止など要求。米側、「負担軽減策を検討」と述べるに留まる。
- 6月12日 宜野湾市・上大謝名で20時35分頃120.2dbを観測。大型輸送機が離陸。
- 6月13日 嘉手納基地でE8C地上目標監視機1機、F15戦闘機2機が相次ぎ緊急着陸。
- 6月16日 辺野古百条委。沖縄防衛局、代替施設での軍港機能整備を否定。提供水域拡大については米側と調整中と答弁。
- 6月16日 名護漁協、組合員へ補償金支払う。辺野古・汀間には3,300万円。
- 6月16日 与那国町議会、陸自配備に伴う関連予算を可決。賃貸料で給食費を無料化。
- 6月17日付 高江通行妨害禁止訴訟。最高裁、住民側の上告を棄却。「国の通路使用を物理的方法で妨害してはならない」と判決。
- 6月18日 辻谷村議会、集団的自衛権に反対する意見書を全会一致で可決。豊見城市議会は否決。
- 6月18日付 在韓米軍基地周辺に「安全区域」新設。住民保護を目的に、米韓が合意。
- 6月19日 北中城村議会、集団的自衛権行使容認の慎重審議を求める意見書を可決。
- 6月20日 那覇市議会、集団的自衛権行使容認の慎重審議を求める意見書を可決。
- 6月20日 日米両政府、辺野古沖の立入制限水域を拡大。「臨時制限区域」設置で合意。侵入者は刑事特別法の適用対象。

今号の略語

NAC＝新アジェンダ連合
NATO＝北大西洋条約機構
NPDI＝不拡散・軍縮イニシャチブ
NPT＝核不拡散条約
NWC＝核兵器禁止条約
OEWG＝国連公開作業部会

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

核兵器
核実験
モニター

書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、山口響、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道